

お知らせ

Information

根室市雇用促進奨励事業 補助制度のご利用を

市では、市内の民間企業などの雇用促進を奨励するため、求職者を新たに雇用する事業主を対象に、その労働日数に応じた経費の一部に対して補助金を交付します。

募集締切 2月28日(日)
申請募集数 1社1人、計8社(定数締切)

1社あたりの補助回数 1回
1月あたりの補助金額 7万8千750円(1日あたり3千150円、25日分)

※補助対象者などの詳細は、お問い合わせください。
申・問 市商工観光課商工労働担当

TEL (23)6111番
内 2271

親子遊び「いっしょにあそぼう」を開催

親子一緒に、いろいろな遊びを楽しみましょう。

日 2月19日(金)10時
場 市総合文化会館多目的ホール

内容 大型遊具遊び、ミュージックシアター
対 就学前までのお子さん
※乳児の託児室あり
申込 随時受け付け(当日参加可)

申・問 子育て相談所
TEL (24)3482番

平成22年度分 償却資産申告受付

平成22年1月1日現在、根室市で事業を営んでいる個人・法人の方(資産の多少にかかわらず申告が必要です。)

申告期限 2月1日(月)

【償却資産とは】土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形の資産(漁業権・特許権のような無形の資産や、自動車・軽自動車は除く)で、所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの。

①個人の場合 青色申告をしている方は、所得申告書「減価償却費の計算」欄に記載されている資産、白色申告をしている方は、これに準ずる書類に記載されている資産が申告の対象。

②法人の場合 資産台帳・財産目録または法人税申告明細書の別表16に記載されている資産が申告の対象。

【耐用年数の変更】平成20年度の税制改正により、償却資産の耐用年数などが変わっていますので、ご注意ください。

※未登記家屋を所有している方で、平成21年中に該当家屋を取り壊し・売買などによる所有権移転をした方も届け出が必要です。

※償却資産の所有者は、法令により申告する義務があります。未申告には過料が、虚偽の申告には懲役または罰金が科せられます。

申告・問 市税務課課税担当
TEL (23)6111番
内 2154・2155

住宅手当支給申請 を受付中

離職された方で就労意欲があり、住宅を失った方または失う恐れのある方を対象に、6カ月間を限度として住宅手当を支給します。

日・日時	定・定員	FAK・ファックス
場・場所・会場	申・申し込み先	内・内線
対・対象	問・問い合わせ先	E・電子メール
料・料金	TEL・電話	HP・ホームページ

TEL (23)6111番
内 2177

温水プール無料開放の お知らせ

【温水プール無料開放】

期間 1月6日(水)～14日(休)

※12日、13日は休館

時間 平日13時～20時30分、土曜9時30分～20時30分、日曜・祝日9時30分～16時30分
料 無料(研修室は除く)

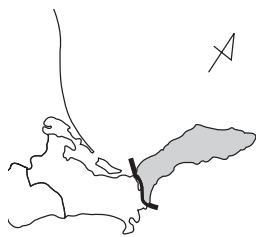
【新春初泳ぎ無料開放】

日 1月15日(金)13時30分～20時

時30分
場 温水プール
問 温水プール
TEL (22)3543番

駆虫薬散布を実施

エキノコックス症予防対策として、本年度5回目の駆虫薬散布を1月上旬に温根沼、昆布盛地区から納沙布岬に向かう半島部全域(市街地は除く)にかけて実施します。



■散布地域

問 市保健課健康推進担当
TEL (23)6111番
内 2117

消防・災害相談ダイヤル
(24)0119番